

広島県告示第二百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
広谷地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を市道鵜飼五号線沿いに結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十八年十二月十二日広島県告示第七百二十四号（以下、「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

府中市		市・区	
鵜飼町		町	
大字			
十輪谷	寺ノ下	十輪院谷	十輪谷
一四三番一	一五三番	一五五番一	一四三番二
標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱一号
		道敷	一四七番一
		一五八番一地先里	一四七番一
		標柱七号	甲一四五番
			甲一〇〇二番四
			一四七番一
			標柱二号及び三号
			標柱五号
			標柱四号
			標柱六号

次に掲げる土地に存する標柱十一号と十二号を告示で指定した土地に沿って結んだ線、標柱十二号から二十三号までを順次結んだ線、標柱二十三号から二十八号までを告示で指定した土地に沿って順次結んだ線及び標柱十一号と二十八号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

